

豊後大野市事務監査請求に係る監査結果の公表について

令和5年3月15日付けで受理した地方自治法第75条第1項の規定に基づく事務監査請求について、同条第3項の規定に基づき監査したので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和5年7月19日

豊後大野市監査委員 芝田 榮造

豊後大野市監査委員 小野 順一

豊後大野市事務監査請求に係る監査の結果報告書

第1 請求の内容

1 請求代表者

住所 豊後大野市緒方町下自在 506 番地

氏名 吉良 理郎

2 請求の要旨(請求書記載の原文のまま)

(1) 請求理由

請求する監査項目は、行政の基本や通底である公正公平の原則を懐疑したくなる事象が多く散見され、行政の基本ルールを逸脱しているのではと多くの市民より疑われていることが請求の理由です。

(2) 事務監査請求項目

豊後大野市関係人口拠点施設の指定管理者に「合同会社A」が決定した点について、下記疑問点の監査を請求します。

(ア) 法人の代表者に対し、事前に関係人口ネットワーク形成事業委託金とし約 300 万円が支払われていますが議会の承認を経ているのか。指定管理者の公募前の段階であり、きわめて不自然な支払いとみられます。また、指定管理者の選定項目には「ネットワーク形成の実績の有無」がありますが、この 300 万円の公費支払いにより特定の団体に実績を与えてしまっているという結果となっています。この件についての整合性はあるのか。

(イ) 300 万円の支払について領収書に基づきその支払いの精査を請求します。また委託通りの成果を市は得たのか。

(ウ) 市は、上記の関係人口ネットワーク形成事業委託の条件として、二拠点居住者等の関係人口と市内人材の交流事業を 2 回以上実施することをあげています。また、創業に関する講演会を 2 回以上実施していますが、実施の事実が 2 回あるのか。

(エ) 指定管理者の選定の申請条件として、その法人の決算書を市は要求しています。しかし、「合同会社A」は法人設立1年にも満たない法人であり、結果として決算書の提出を免れています。また、申請の時点でこの法人は別の法人名義でも豊後大野市に対し業者の登録があります。なぜ設立間もない法人を認めたのか。ほかの申請法人は申請基準通りに決算書の提出を履行しており、市のこの行為は業務の逸脱では。

(オ) 「合同会社A」に対し、3 か月分の指定管理料として支払いがされているが、その金額とその明細は契約どおりなのか。

3 請求の受理

本件事務監査請求は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 75 条第 1 項の規定及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 99 条において準用する同令第 96 条第 1 項に規定する署名数が法定数に達しており、かつ、地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)第 10 条に規定する様式を備えていると認めたので、令和 5 年 3 月 15 日にこれを受理し、同日、同法施行令第 99 条において準用する同令第 98 条第 1 項の規定により、請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を告示し、かつ公表した。

4 請求に至る経過

令和4年12月26日 請求代表者証明書の交付申請
令和5年1月5日 請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示
令和5年2月9日 請求者署名簿の受理(選挙管理委員会)
令和5年2月10日 請求者署名簿の審査開始(選挙管理委員会)
令和5年2月28日 請求者署名簿の審査終了(選挙管理委員会)

| | |
|--------|------|
| 署名総数 | 937人 |
| 有効署名総数 | 887人 |
| 無効署名総数 | 50人 |

選挙人名簿登録者数(令和4年12月1日現在) 29,364人
有権者総数の50分の1 588人

令和5年3月2日 請求者署名簿の縦覧開始(選挙管理委員会)
令和5年3月8日 請求者署名簿の縦覧終了(選挙管理委員会)
異議申立てなし

令和5年3月9日 請求者署名簿の返付(選挙管理委員会)
令和5年3月13日 事務監査請求書の提出
令和5年3月15日 事務監査請求書を受理し、かつ、その旨を告示

第2 監査の実施

1 監査対象部署

まちづくり推進課

2 監査の期間

令和5年3月16日から令和5年7月14日まで

3 監査の方法

本件は地方自治法第75条に基づく事務監査請求である。よって、監査に当たっては、監査対象部署に対して関係書類及び資料の提出を求め、それらをもとに事務の適正な執行について監査を実施した。

また、監査を実施する上で、同法第199条第8項の規定に基づき関係職員から事情聴取を行った。

(1) 監査対象部署からの関係書類及び資料の提出日

令和5年4月3日

(2) 監査対象部署からの弁明書及び証拠書類の提出日

令和5年4月17日

(3) 関係職員の事情聴取

月日 令和5年6月1日及び6月16日

対象職員 まちづくり推進課関係職員

4 請求の趣旨及び監査対象事項

事務監査請求の目的は、事務の執行に関する諸問題について、責任の所在と行政運営の適否を明白

ならしめることである。よって、目的達成に向けた監査をするためには、まずは、事務監査請求書に記載されている請求の要旨から、監査の対象とする「監査対象事項」を特定し、その「監査対象事項」について監査する必要がある。

本件事務監査請求書では、豊後大野市が豊後大野市関係人口交流拠点施設(以下「本件施設」という。)の指定管理者に合同会社A社(以下「A社」という。)を決定した過程において、行政の基本や通底である公正公平の原則を懐疑したくなる事象が多く散見されたとし、その事象を5つの項目として記載し、その項目における疑問点の監査を請求しているが、記載されている疑問点の事実関係の確認だけの監査では、事務監査請求の目的達成に向けた監査とはならないため、「請求の要旨」を整理した上で請求の趣旨を解し、それに基づき「監査対象事項」を特定することとした。

なお、詳細については、「第3 監査の結果」において個別に記述する。

第3 監査の結果

令和5年3月15日に受理した事務監査請求における「請求の要旨」に係る各項目の監査結果は、合議により次のとおり決定した。

【請求の要旨 1】

- ① 法人の代表者に対し、事前に関係人口ネットワーク形成事業委託金とし約300万円が支払われていますが議会の承認を経ているのか。指定管理者の公募前の段階であり、きわめて不自然な支払いとみられます。
 - ② また、指定管理者の選定項目には「ネットワーク形成の実績の有無」がありますが、この300万円の公費支払いにより特定の団体に実績を与えてしまっているという結果となっています。この件についての整合性はあるのか。
- ※②については、「請求の要旨 4」において検討する。

1 請求の趣旨

豊後大野市が令和3年度豊後大野市関係人口等ネットワーク形成事業(以下「本件事業」という。)の業務をA社に委託し、委託金として約300万円の支払をしたことについて監査を求めていると解される。

2 監査対象事項

本件事業創設の経緯、本件事業の概要、本件事業創設から業務委託料(完了代金)支払までの事務の執行について監査する。

3 弁明の要旨

業務委託料として、地方自治法及び豊後大野市会計事務規則(平成17年豊後大野市規則第52号)等により適正に支払われている。豊後大野市議会の承認については、令和3年度豊後大野市一般会計補正予算第3号により議決、令和3年度豊後大野市一般会計歳入歳出決算により認定されている。

4 事実関係の確認

(1) 本件事業について

国は、日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくため、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)を制定した。この創生法は、第 10 条において、市町村は、国及び県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して市町村の実情に応じた地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならないと規定している。これを受け豊後大野市では、平成 27 年 10 月に「第 1 期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 27 年度～令和 2 年度)を策定し、その後、第 1 期の計画期間満了に伴い、令和 3 年 3 月に「第 2 期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和 3 年度～令和 7 年度)を策定しているところである。

第 2 期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標である「豊かなひとを育む」を実現するための基本的方向のひとつとして「関係人口の創出・拡大」を掲げ、その具体的な取組として、①多機能型関係人口拠点施設の整備、②二拠点居住による新しいライフスタイルの提供、③都市住民、市民、地域外企業、地元企業、観光客等が交流する機会の提供、④自治会等による他出子の組織化、⑤ローカルベンチャーの立ち上げの支援を定めている。本件事業については、これら①から⑤の取組を実施していくために創設された事業である。

本件事業の概要は、令和 4 年 3 月に完成を予定している本件施設(テレワークが行えるコワーキングスペースやサテライトオフィススペース、カフェスペース、ゲストハウススペースの 4 つの空間から構成されている施設)を舞台として、令和 4 年度から関係人口創出及び拡大事業を展開するに当たり、その事業の円滑な実施に必要な業務を業務委託の形で実施するものである。業務の内容については、①多機能型関係人口拠点施設運営等プログラムの策定、②関係人口等交流プログラムの実施、③創業に関する講演会の実施、④スタートアッププログラムの策定、⑤施設名称・ロゴマーク等の提案、⑥オープニングイベントの企画となっている。

(2) 本件事業の経過について

令和 3 年度豊後大野市一般会計補正予算第 3 号において関係人口創出事業に係る関係人口等ネットワーク形成事業委託料 3,000,000 円として豊後大野市議会議決(令和 3 年 7 月 6 日)、それ以降の主な経過としては、業務委託仕様書制定(令和 3 年 7 月 8 日)、業務委託公募型プロポーザル実施要領の制定(令和 3 年 7 月 9 日)、業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱制定(令和 3 年 7 月 9 日)、業務委託公募型プロポーザル審査要領制定(令和 3 年 7 月 9 日)、業務委託伺い(令和 3 年 7 月 12 日)、プロポーザル審査委員会開催(令和 3 年 8 月 24 日)、業務委託契約締結(令和 3 年 9 月 3 日)、業務委託料に係る支出負担行為決議書起案(令和 3 年 9 月 3 日)、業務委託料分割払第 1 回目 1,000,000 円支払(令和 3 年 9 月 29 日)、業務委託料分割払第 2 回目 1,000,000 円支払(令和 4 年 1 月 9 日)、委託業務完了通知書の提出(令和 4 年 3 月 22 日)、業務委託に係る完了検査実施(令和 4 年 3 月 30 日)、業務委託料分割払第 3 回目(完了代金)999,975 円支払(令和 4 年 4 月 15 日)、令和 3 年度豊後大野市一般会計歳入歳出決算において関係人口創出事業に係る関係人口等ネットワーク形成事業委託料 2,999,975 円として豊後大野市議会認定(令和 4 年 9 月 29 日)といった経過になっている。

いずれも、地方自治法、豊後大野市会計事務規則、豊後大野市契約規則(平成 17 年豊後大野市規則第 55 号)、豊後大野市随意契約ガイドライン(平成 29 年 3 月 30 日制定)、豊後大野市随意契約事務取扱要領(平成 21 年 3 月 12 日制定)、業務委託仕様書、業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)、業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱、業

務委託プロポーザル審査要領(以下「プロポーザル審査要領」という。)等に従って執行されている。

(3) 業務委託契約の契約事務について

ア 業務委託の必要性について

本件事業の業務内容については、①多機能型関係人口拠点施設運営等プログラムの策定、②関係人口等交流プログラムの実施、③創業に関する講演会の実施、④スタートアッププログラムの策定、⑤施設名称・ロゴマーク等の提案、⑥オープニングイベントの企画となっているが、これらの業務は専門的な知識と関連する豊富な業務実績を有している必要があり、業務委託することで最大の効果が得られると考えられ、豊後大野市議会においても業務委託料として議決している。

イ 業務委託に係る事業実施候補者の選定について

業務委託仕様書に基づいてプロポーザル実施要領が制定されている。プロポーザル実施要領「3. 参加資格」の記載内容は、次のとおりである。

当該プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす事業者とする。

- ・法人格を有していること。
- ・本店又は支店の所在地が大分県内にあること。
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- ・破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立てがなされていない者であること。
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- ・民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者のいずれにも該当しないこと。
- ・過去5年間(平成28年度から令和2年度まで)に、地方自治体と創業支援に関する業務を履行した実績を有していること、又は地方自治体以外の機関や企業からの当該業務を履行した実績を有していること、若しくは自社で当該業務を実施した実績を有していること。

なお、企画提案提出書に添付する書類(様式6)「事業実績書」には、「記載上の注意点」として、「実績は、過去5年間(平成28年度から令和2年度まで)のものを記載してください。実績には、自社の実績だけでなく、自社役員又は社員が運営する会社の実績を含めることができます。その際は、会社を運営していることが分かる資料も添付してください。社員の場合は、社員であることが分かるものを添付してください。欄が不足する場合は、適宜追加してください。」と付記されている。

プロポーザル実施要領「4. 全体のスケジュール」で示されている企画提案書類の提出期限までのスケジュールは、次のとおりである。

- ・募集開始 令和3年7月15日
- ・現地確認可能期間 令和3年7月19日～7月26日
- ・参加申込書の提出期限 令和3年7月26日
- ・企画提案書の提出期限 令和3年8月5日

なお、公募の方法は、豊後大野市ホームページへの掲載となっている。

プロポーザル実施要領では、二次審査(プレゼンテーション審査)を受ける参加者の数を制限するた

めに一次審査(書類審査)を実施するようにはしていたが、参加者がA社だけであったため、二次審査(プレゼンテーション審査)のみとなった。

プロポーザル審査要領に基づきプロポーザル審査委員会を令和3年8月24日に実施し、同年8月26日にA社を事業実施候補者に選定した。

ウ 契約の形態について

プロポーザル実施要領において、契約の方法については、「委託候補者と契約条件について協議の上、随意契約による方法で契約する。協議が不調となった場合は、次点者と協議を行い、協議が整った場合に同様の方法により契約する。」となっている。

随意契約理由については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき)の規定を適用している。

エ 契約額の決定について

豊後大野市随意契約事務取扱要領に基づき、令和3年8月31日に見積合わせを開催し、提出された見積書の落札により契約額を決定している。なお、業務委託契約は令和3年9月3日に締結し、委託契約の期間は、令和3年9月4日から令和4年3月22日までとなっている。

オ 契約内容の履行について

「請求の要旨3」において記述する。

5 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認や監査対象部署の弁明・説明、事情聴取、関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

本件事業は、「第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて令和4年度からの運用を予定する本件施設において関係人口創出及び拡大事業を展開するに当たり、その事業の円滑な実施に必要な業務を業務委託の形で実施したものである。業務委託としたのは、この業務は専門的な知識と関連する豊富な業務実績を有していることが必要であり、業務委託することで最大の効果が得られると考えたためである。実施に当たっては、令和3年度豊後大野市一般会計補正予算第3号において「関係人口創出事業に係る関係人口等ネットワーク形成事業委託料3,000,000円」として、令和3年7月6日に豊後大野市議会で議決されており、豊後大野市議会の承認を経た上で、適正に事業に着手したものと認められる。

A社は、公募型プロポーザル方式による審査で事業実施候補者に選定されており、その上で随意契約(随意契約理由については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用)により業務委託の受託者となっている。公募型プロポーザル方式を採用したのは、広く提案を求め、専門的な知識と豊富な経験を有し豊後大野市の情勢を十分理解した上で優れた提案を行う事業者を選定するためである。公募の結果はA社のみ参加であったが、事業実施候補者の選定は、プロポーザル実施要領に基づいて適正に行われたものと認められる。

これらのことから、豊後大野市議会への補正予算議案の提案から業務委託料の支払を完了するまでの事務執行については、適正に行われたものと判断する。

【請求の要旨 2】

- ① 300 万円の支払について領収書に基づきその支払いの精査を請求します。
 - ② また委託通りの成果を市は得たのか。
- ※②については、「請求の要旨 3」において検討する。

1 請求の趣旨

豊後大野市がA社に対し約 300 万円の支払をしたこと、または、約 300 万円の支払を受けたA社による経費の支払について監査を求めていると解される。

2 監査対象事項

豊後大野市がA社に対し約 300 万円の支払をしたことについて監査するとともに、受注者であるA社による経費の支払が監査対象になるかについて検討する。

3 弁明の要旨

業務委託料の完了については、成果物提出型としているので、領収書に基づいたものではない。

4 事実関係の確認

(1) 業務委託料の支払について

業務委託契約に係る業務委託約款(以下「業務委託約款」という。)第 18 条の規定に基づき、分割払第 1 回目 1,000,000 円、分割払第 2 回目 1,000,000 円を支払っており、次により分割払第 3 回目(完了代金)999,975 円を支払っている。支払合計額は 2,999,975 円である。

- ・委託業務完了通知書(実績報告書)提出日 令和 4 年 3 月 22 日
- ・検査日 令和 4 年 3 月 30 日
- ・完了代金請求日 令和 4 年 3 月 31 日
- ・完了代金支払日 令和 4 年 4 月 15 日

(2) 業務委託仕様書の記載について

業務委託仕様書において、業務内容については、①多機能型関係人口拠点施設運営等プログラムの策定、②関係人口等交流プログラムの実施、③創業に関する講演会の実施、④スタートアッププログラムの策定、⑤施設名称・ロゴマーク等の提案、⑥オープニングイベントの企画としており、それら業務についての実績報告書を成果品として市に提出することとしている。

(3) 業務委託約款の記載について

業務委託約款第 1 条第 2 項において、「受注者は、善良な管理者の注意をもって、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に履行し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。」と定めている。また、同約款第 17 条第 2 項において、「発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。」と定めている。また、同約款第 18 条第 1 項において、「受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。」と定めている。なお、同約款には、業務委託料の精算に関する条項はない。

5 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認や監査対象部署の弁明・説明、事情聴取、関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

まず、豊後大野市がA社に対し合計 2,999,975 円の支払をしていることが認められる。

次に、業務委託契約の内容は、業務委託仕様書や業務委託契約書等を確認したところ、請負契約であった。請負契約とは、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 632 条に規定される契約方法で、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものである。

業務委託約款においては、「4 事実関係の確認」に記載したとおり、同約款には業務委託料の精算に関する条項はなく、業務の遂行に当たり実際に要した経費をもって契約終了後に領収書等に基づき精算するものではない。

すなわち、豊後大野市は、業務委託仕様書に定めた業務内容について履行されているかを確認すればよく、経費の支出内訳までは検査を要しないものである。

業務委託契約内容から判断して、業務委託契約は精算の伴わない請負契約であることから、A社による経費の支払は豊後大野市の事務ではない。この点、地方財務実務提要(編集:地方自治制度研究会、発行:株式会社ぎょうせい、402 頁)によると、「市の特定の事務又は特定の事業の経営を私人に委託したような場合においては、当該委託に係る事務又は事業はもはや当該市の事務ではなくなるわけなので、監査請求の対象とはならないものである」とされている。よって、A社による経費の支払は監査の対象ではない。

【請求の要旨 3】

委託通りの成果を市は得たのか。

市は、上記の関係人口ネットワーク形成事業委託の条件として、二拠点居住者等の関係人口と市内人材の交流事業を 2 回以上実施することをあげています。また、創業に関する講演会を 2 回以上実施としていますが、実施の事実が 2 回あるのか。

1 請求の趣旨

本件事業の受注者であるA社が、業務委託契約に基づいて適正に業務を実施したかについて監査を求めていると解される。

2 監査対象事項

業務委託契約に基づく業務が、業務委託仕様書どおりに適正に実施されたかについて監査する。

3 弁明の要旨

業務委託実績報告書による成果の確認をしている。同じく業務委託実績報告書により、2 回の関係人口交流事業イベントを実施している。同じく業務委託実績報告書により、2 回の創業に関するイベントを実施している。

4 事実関係の確認

(1) 業務委託仕様書の記載について

業務委託仕様書において、業務内容については、①多機能型関係人口拠点施設運営等プログラム

の策定、②関係人口等交流プログラムの実施、③創業に関する講演会の実施、④スタートアッププログラムの策定、⑤施設名称・ロゴマーク等の提案、⑥オープニングイベントの企画としており、それら業務についての実績報告書を成果品として市に提出することとしている。

(2) 業務委託約款の記載について

業務委託約款第 17 条第 1 項において、「受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。」と定め、同約款第 17 条第 2 項において、「発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。」と定めている。

(3) 本件事業に係る事業協議について

業務委託契約の締結を受け、令和 3 年 9 月 13 日に、豊後大野市とA社の間で事業に係る第 1 回目の打合せを実施している。打合せでは、業務委託仕様書の内容確認、事業遂行上の豊後大野市の役割とA社の役割確認などを行っている。その後は、必要に応じて協議を行っている。

(4) 委託業務の完了について

次の内容を記載した委託業務完了通知書が、令和 4 年 3 月 22 日に、業務委託実績報告書とともに提出されている。

- ・業務委託料 2,999,975 円
- ・履行期限 令和 4 年 3 月 22 日
- ・完了年月日 令和 4 年 3 月 22 日
- ・内訳

| 業務種別 | 数量 | 業務種別 | 数量 |
|----------------|----|----------------|----|
| 施設運営プログラム策定 | 一式 | スタートアッププログラム作成 | 一式 |
| 関係人口等交流プログラム実施 | 一式 | 施設名称・ロゴマーク提案 | 一式 |
| 創業に関する講演会実施 | 一式 | オープニングイベント企画 | 一式 |

(5) 業務委託実績報告書について

各業務内容について、次のとおり確認した。

ア 多機能型関係人口拠点施設運営等プログラムの策定

実績は業務委託仕様書のとおりとなっている。なお、令和 3 年 10 月 15 日までに発注者に提出するものとするとなっている計画書については、「多機能型関係人口拠点施設運営等業務に関する提案書」として提出されているが、本件施設管理運営等業務仕様書(以下「管理運営等業務仕様書」という。)や本件施設条例の内容として活用されており、また、本件施設の管理運営業務にも活用されている。また、「本件施設の指定管理料の基準価格の算定」表(令和 3 年 11 月作成)の作成にも活用されている。

イ 関係人口等交流プログラムの実施

実績は業務委託仕様書のとおりとなっている。二拠点居住者等の関係人口と市内人材の交流事業の実施については、次のとおり2回実施されており、関係人口という考え方の普及啓発等への成果があったと考える。

- ・第 1 回目 テーマ:豊後大野関係人口イベント 2021～豊後大野のこれからと関係人口について
 広報:オンラインでの呼びかけ
 参加方法:イベントの実施中、参加希望者の都合に合わせて参加を受け入れる。
 期間:令和 3 年 10 月 9 日～10 日

- ・第2回目 テーマ:豊後大野について語るラジオ

広報:オンラインでの呼びかけ

参加方法:ユーチューブチャンネルを利用する。チャンネル URL を QR コード化し、イベントのチラシに掲載する。

期間:令和4年3月13日~17日

ウ 創業に関する講演会の実施

実績は業務委託仕様書のとおりとなっている。創業・起業に係る機運醸成やスキル向上等のための講演会等の実施については、次のとおり2回実施されており、創業・起業に係る機運醸成等への成果があったと考える。

- ・第1回目 テーマ:創業・起業シンポジウム「これからの豊後大野を話し合おう」

開催日:令和3年12月15日

開催地:豊後大野市神楽会館

講演者:〇〇〇〇氏

参加人数:48名

- ・第2回目 テーマ:創業・起業シンポジウム「地方で創業しよう 市民参加型オンライントークセッション」

開催日:令和4年3月21日

開催地:オンライン(ユーチューブチャンネル)で開催

登壇者:〇〇〇〇氏

参加人数:37名(実績報告書の提出時点)

エ スタートアッププログラムの策定

実績は業務委託仕様書のとおりとなっている。なお、令和3年12月10日までに発注者に提出するものとするとなっている計画書については、「起業型地方創生人材育成事業に関する提案書」及び「令和4年度豊後大野市起業型地方創生人材育成事業 創業セミナースクール実施及びメンター配置計画」として提出されているが、管理運営等業務仕様書の内容として活用されており、また、現在運用中の本件施設の創業支援業務の推進にも活用されている。

オ 施設名称・ロゴマーク等の提案

業務委託約款第11条(委託業務内容の変更等)の規定に基づき業務内容が一部変更されており、変更後の仕様のとおりとなっている。

カ オープニングイベントの企画

実績は業務委託仕様書のとおりとなっている。なお、企画内容は、現在運用中の本件施設のオープニングに活かされている。

(6) 業務の完了を確認するための検査について

令和4年3月30日に代表社員立会いのもと、まちづくり推進課長を検査員として検査を実施している。検査調書に記載されている手直し等の検査意見は、「良好な業務完了を認める。」となっている。

5 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認や監査対象部署の弁明・説明、事情聴取、関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

業務委託仕様書に記載する業務内容については、①多機能型関係人口拠点施設運営等プログラムの

策定、②関係人口等交流プログラムの実施、③創業に関する講演会の実施、④スタートアッププログラムの策定、⑤施設名称・ロゴマーク等の提案、⑥オープニングイベントの企画となっている。令和4年3月22日に委託業務完了通知書とともに提出された業務委託実績報告書において、業務委託仕様書どおりの実績であることが認められる。

実績として提出された成果品については、業務委託仕様書どおりの成果を得たことを監査対象部署の説明で確認し、その内容について有効に活用されていることが認められる。

これらのことから、業務委託は業務委託仕様書どおりに適正に実施されたものと判断する。

【請求の要旨 4】

指定管理者の選定項目には「ネットワーク形成の実績の有無」がありますが、この300万円の公費支払いにより特定の団体に実績を与えてしまっているという結果となっています。この件についての整合性はあるのか。

指定管理者の選定の申請条件として、その法人の決算書を市は要求しています。しかし、「A社」は法人設立1年にも満たない法人であり、結果として決算書の提出を免れています。また、申請の時点でこの法人は別の法人名義でも豊後大野市に対し業者の登録があります。なぜ設立間もない法人を認めたのか。ほかの申請法人は申請基準通りに決算書の提出を履行しており、市のこの行為は業務の逸脱では。

1 請求の趣旨

令和3年度に実施した本件施設の指定管理候補者の選定業務において、A社を選定したことについて監査を求めていると解される。

2 監査対象事項

本件施設の概要、管理運営等業務仕様書の作成から本件施設指定管理候補者の選定通知までの事務の執行について監査する。

3 弁明の要旨

豊後大野市関係人口交流拠点施設指定管理候補者選定要領(以下「選定要領」という。)及び豊後大野市関係人口交流拠点施設指定管理候補者選定(審査)基準採点表(以下「選定(審査)基準採点表」という。)の選定項目には「ネットワーク形成の実績の有無」についてはない。

業務委託は公募型プロポーザル方式により実施しており特定の団体とは言いがたい。また、「公費の支払いにより実績を与えた」のではなく、「業務委託契約の遂行により仕様書どおりの実績となった」ものである。よって、プロポーザル実施要領及び豊後大野市指定管理者選定等委員会設置要綱(平成18年豊後大野市告示第11号。以下「選定等委員会設置要綱」という。)により適正に選定されている。

決算書の提出については、「質問に対する回答について」(令和4年1月18日付ま推第0118001号)で「代替書類を含め、提出は不要です。」と通知しているとおおり、決算書の提出を必須としていない。よって、提出する書類は存在しない。

「申請の時点でこの法人は別の法人名義でも豊後大野市に対し業者の登録があります。」については、知り得ない。

指定管理者は、選定要領及び選定(審査)基準採点表により選考したものであり、豊後大野市関係人口

交流拠点施設指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)[7 応募の手續(1)応募対象者]においては、設立間もない法人を認めないとはしていない。

申請書を提出した3団体のうち2団体については、設立が令和3年4月23日、令和3年9月1日となっており、「質問に対する回答について」(令和4年1月18日付ま推第0118001号)で「代替書類を含め、提出は不要です。」と通知しているとおり、決算書の提出はない。

豊後大野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第294号。以下「指定の手續等に関する条例」という。)、同条例施行規則(平成17年豊後大野市規則第231号)、選定要領に基づき適正に業務は行われており、決算書の提出は必須ではなく、提出できない団体に提出を求めなかったことは、何ら業務を逸脱していない。

4 事実関係の確認

(1) 本件施設の概要について

募集要項「2 施設の概要等」では、次のとおりとなっている。

- ・施設の名称 豊後大野市関係人口交流拠点施設
- ・所在地 豊後大野市緒方町下自在172番地
- ・構造 RC造地上1階建
- ・延床面積 824㎡
- ・施設概要 サテライトオフィススペース、コワーキングスペース、ゲストハウススペース、カフェスペース、屋外ひろばスペース
- ・設置目的 地域住民との交流を通じて豊後大野市と多様な形で関わる人々を創出し拡大することにより、地域の活性化を図ることを目的に設置している。そのため、拠点施設では、「関係人口の創出及び拡大のための事業」、「移住及び定住の促進に関すること」、「起業や事業創出の支援に関すること」、「拠点施設の目的を達成するために必要な事業」を行うこととしている。

(2) 指定管理候補者の選定業務の経過について

令和3年度豊後大野市一般会計補正予算第9号において債務負担行為補正:関係人口交流拠点施設指定管理委託業務:令和4年度~令和6年度:限度額90,000千円として豊後大野市議会議決(令和3年12月21日)、それ以降の主な経過としては、本件施設条例制定(令和3年12月21日)、同条例施行規則制定(令和3年12月21日)、本件施設管理運営等業務仕様書制定(令和3年12月23日)、募集要項制定(令和3年12月23日)、選定要領制定(令和4年1月27日)、選定等委員会開催(令和4年2月4日)、申請団体に対し施設の指定管理候補者の選定結果通知(令和4年2月10日)、令和4年第1回豊後大野市議会定例会において本件施設の指定管理者としてA社を指定することについて豊後大野市議会議決(令和4年3月17日)、令和4年度豊後大野市一般会計予算において本件施設指定管理料30,000,000円として豊後大野市議会議決(令和4年3月17日)、豊後大野市指定管理者指定書通知(令和4年4月1日)といった経過になっている。

いずれも、地方自治法、本件施設条例(令和3年豊後大野市条例第35号)、管理運営等業務仕様書、募集要項、選定要領、選定等委員会設置要綱、指定の手續等に関する条例、同条例施行規則等に従って執行されている。

(3) 指定管理料の基準価格の算定について

令和3年度豊後大野市一般会計補正予算第9号における債務負担行為補正限度額、募集要項に

おける年度ごとの指定管理料の上限額、令和4年度豊後大野市一般会計予算における関係人口創出事業に係る本件施設指定管理委託料の金額については、いずれも令和3年11月に作成した「本件施設の指定管理委託料の基準価格の算定」表が積算根拠となっている。

(4) 募集要項について

ア 応募資格について

募集要項「7 応募の手続(1)応募対象者①応募資格」の記載内容は、次のとおりである。

指定管理者に応募しようとするものは、次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「団体」という。)とします。

- ・地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない法人等でないこと。
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続を行っていないこと。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実がある等、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- ・国税、都道府県税、市町村税等を滞納していないこと。
- ・豊後大野市から指名停止を受けていないこと。
- ・次に該当する団体ではないこと。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員が役員となっている団体
- ・暴力団員であることを知りながら、その者を雇用、使用している団体
- ・暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している団体
- ・暴力団または暴力団員に経済上の利益または便宜を供与している団体
- ・暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している団体
- ・暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している団体

イ 提出書類について

募集要項「7 応募の手続(5)申請書類の受付⑤提出書類」の記載内容は、次のとおりである。

申請書類は下記の書類になります。共同事業体で申請する場合は、下記オからシまでの書類が構成団体ごとに必要になります。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書(3年間分)
- エ 共同事業体で申請する場合
 - (ア) 共同事業体構成員届
 - (イ) 共同事業体協定書兼委任状
- オ 団体概要書
- カ 定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類

- キ 法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
- ク 前事業年度における貸借対照表及び損益計算書等の当該団体の財務状況を明らかにする書類
- ケ 前事業年度における事業報告書その他当該団体の事業内容を明らかにする書類
- コ 現事業年度若しくは翌事業年度の当該団体の収支予算書またはこれらに相当する書類
- サ 納税義務がある団体にあつては、納税証明書
 - (ア)消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ)市税についての未納がないことの証明書
- シ 応募資格に係る誓約書

(5) 募集に係る申請書の申請団体について

申請団体は、次のとおりである。

A社（法人設立年月日 令和 3年 4月 23日）

B社（法人設立年月日 令和 3年 9月 1日）

C社（法人設立年月日 平成 15年 11月 4日）

(6) 募集に係る申請団体からの質問に対する回答書について

「質問に対する回答について」(令和 4年 1月 18日付ま推第 0118001号)の文書にて、申請のあった全団体へ、次のとおり回答している。

・質問内容

募集要項7-(5)-⑤の提出書類の内、クとケについて、令和 3年度に団体を設立しており決算等を迎えていないが、この場合、代替書類の提出が必要か。

・回答

代替書類を含め、提出は不要です。

(7) 選定要領について

選定要領「2. 総則(3)選定及び審査の基準」の記載内容は、次のとおりである。

選定及び審査の基準は、指定の手續等に関する条例第 4 条の規定及び募集要項に基づき、別表のとおりとする。

なお、選定要領における別表「選定(審査)基準採点表」の選定項目及び選定基準には、「ネットワーク形成の実績の有無」についての記載はないことを確認した。

5 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認や監査対象部署の弁明・説明、事情聴取、関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

指定管理候補者の選定業務については、令和 3年度豊後大野市一般会計補正予算第 9 号における債務負担行為「事項:関係人口交流拠点施設指定管理委託業務、期間:令和 4年度~令和 6年度、限度額:90,000 千円」及び豊後大野市関係人口交流拠点施設条例の制定として、令和 3年 12月 21日に豊後大野市議会議決されており、豊後大野市議会の承認を経た上で、適正に選定業務等に着手したものと認められる。

管理運営等業務仕様書については、本件施設条例等に基づいて適正に作成されており、また、「4 管理運営等に関する基準」、「5 指定管理者の業務内容」に記載する内容は特定の事業者のみを対象としたものではないことが認められる。

募集要項については、本件施設条例等に基づいて適正に作成されており、また、「7 応募の手続」、「8 指定管理候補者の選定」に記載する内容は特定の事業者のみを対象としたものではないことが認められる。なお、募集要項「7 応募の手続(5)申請書類の受付⑤提出書類」に記載されている「前事業年度における貸借対照表及び損益計算書等の当該団体の財務状況を明らかにする書類」と「前事業年度における事業報告書その他当該団体の事業内容を明らかにする書類」については、令和3年に団体を設立し前事業年度がない団体は、代替書類を含め提出は不要としている。前事業年度における対象書類は存在しないことから、提出は不要とした市の判断は適正であると認められる。

募集に係る申請団体については、3団体の申請となっており、そのうち2団体は、設立が令和3年となっており、申請時点で前事業年度の対象がない団体であることが認められる。

選定要領については、指定の手続等に関する条例及び募集要項に基づいて適正に作成されており、また、選定要領における別表「選定(審査)基準採点表」の選定項目及び選定基準においても、特定の事業者により有利になるようなものではないことが認められる。なお、別表「選定(審査)基準採点表」の選定項目及び選定基準には、「ネットワーク形成の実績の有無」についての記載はないことが認められる。仮に、請求の要旨4で主張する「指定管理者の選定項目にはネットワーク形成の実績の有無がありますが」ということが、別表「選定(審査)基準採点表」の選定項目及び選定基準における「創業支援等の事業実績について受委託を含め創業支援等における良好な実績があるか」を指し示しているのであれば、当該選定項目については、募集要項において他の選定項目とともに公募の時点から広く周知しており、また、当該選定項目は本件事業に特化して配点したのではなく、他の同等の事業実績があれば同様に配点したものであることから、何ら不平等な選定項目及び選定基準ではないことが認められる。

本件施設の指定管理候補者の選定については、公募に応募した3団体に対して審査を行い、その結果、A社を指定管理候補者として選定したものである。審査はあらかじめ広く周知された選定項目によって行われており、3団体に対しては選定項目に応じた公平な審査がなされており、当該審査に基づく採点の結果、最も点数の高かったA社が選定されたものである。よって、その選定は適正であると認められる。

これらのことから、豊後大野市議会への債務負担行為限度額の提案から本件施設の指定管理候補者を選定しA社へ選定の通知をするまでの事務執行については、適正に行われたものと判断する。

【請求の要旨 5】

「A社」に対し、3か月分の指定管理料として支払いがされているが、その金額とその明細は契約どおりなのか。

1 請求の趣旨

本件施設の管理運営等に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)に基づきA社へ支払われた指定管理委託料の支払について監査を求めていると解される。

2 監査対象事項

基本協定書の締結から指定管理委託料の支払までの事務の執行について監査する。

3 弁明の要旨

令和4年度豊後大野市関係人口交流拠点施設の管理運営等の経費に係る精算についての協定書(以下「精算についての協定書」という。)により適正に支払は行われた。

4 事実関係の確認

(1) 指定管理の概要について

令和4年4月1日付け指定書において本件施設の指定管理者に指定したA社と、同日付けで締結した基本協定書に規定する指定管理の概要は、次のとおりである。

- ・指定管理の業務内容 本件施設の包括的な管理運営に関する業務及び創業支援に関する業務
- ・業務の細目 本件施設管理運営等業務仕様書に定めるとおり
- ・指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日(3年間)

(2) 指定管理者の指定の取消しまでの経過について

令和4年4月1日付けで基本協定書をA社と締結した。

その後、令和4年4月下旬予定であった施設の開館に至らないため、指定の手續等に関する条例第9条の規定に基づき、次のとおり、令和4年5月25日にA社に対し本件施設の運営に係る指示書を通知した。

・本件施設管理運営に係る指示書の概要

管理運営等業務仕様書及び募集要項において、施設の開館を令和4年4月下旬予定としていた。しかし、4月19日、5月18日に貴社に基本協定書及び管理運営等業務仕様書を提示し、必要となる業務を遂行するよう通知したにもかかわらず、本日に至るまで履行されていない。したがって、豊後大野市は貴社に対して、令和4年5月30日までに管理運営等業務仕様書の業務(別紙指示事項)を履行するよう指示する。

指示書を受け、A社から令和4年5月30日に報告書が提出される。

報告書を確認したが、期限までに指示書で指示した業務が履行されていなかったため、指定の手續等に関する条例第9条の規定に基づき、令和4年6月2日にA社に対し、別紙指示事項を令和4年6月6日までに履行するよう再指示書を通知した。

再指示書を受け、A社から令和4年6月6日に報告書が提出される。

令和4年6月17日にA社から、次のとおり、「指定管理者の指定の取消しの申出書」が提出される。

・指定管理者の指定の取消しの申出書の概要

基本協定書第12条に規定する業務等の履行が困難であることから、指定の辞退をしたいので、基本協定書第39条第1項第3号の規定により、指定の取消しを申し出ます。

A社からの取消しの申し出を受け、令和4年6月17日に、A社へ指定管理者指定の取消しを通知した。

・取消年月日 令和4年6月30日

・取消理由 A社から、令和4年6月17日付けで「指定管理者の指定の取消しの申出書」が提出されたため

(3) 指定管理委託料の支払について

ア 事業報告書の提出について

基本協定書第22条に規定する月次報告書(運営日報)について、4月分、5月分、6月分が、それぞれ翌月に提出されている。

イ 年度ごとの指定管理料の上限額について

募集要項「6 経理に関する事項(2)指定管理料」に記載する年度ごとの指定管理料の上限額は、次のとおりとなっている。

| 年度 | 指定管理料の 上限額 | 左記指定管理料の内、 管理運営業務の上限額 | 備考 |
|-------|---------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 左記指定管理料の内、 創業支援業務の上限額 | |
| 令和4年度 | 30,000千円 | 18,600千円 | 施設オープンとホームページ開設に要する経費を含む |
| | | 11,400千円 | |
| 令和5年度 | 30,000千円 | 18,600千円 | |
| | | 11,400千円 | |
| 令和6年度 | 30,000千円 | 18,600千円 | |
| | | 11,400千円 | |

ウ 基本協定書について

基本協定書第24条第1項及び第2項では、豊後大野市は、業務の実施の対価として、A社に対して指定管理委託料を支払うものとし、指定管理委託料の詳細については、年度協定において別に定めるものとするとして規定している。

エ 基本協定書第24条に規定する年度協定の取り扱いについて

本来、基本協定書の締結後、速やかにA社との間で年度協定を定めるべきところではあるが、A社が令和4年4月下旬予定であった施設の開館に至らず、また管理運営等業務仕様書の業務を履行していないことから、令和4年5月25日に、次のとおり基本協定書第24条の取り扱いについてA社と合意書を締結した。なお、前述のとおり、同日付けでA社に対しては、管理運営等業務仕様書の業務を履行するよう指示書を通知している。

・合意書の概要

豊後大野市は、基本協定書に基づく管理運営等業務の履行を確認した後、基本協定第24条第1項及び第2項の規定に基づき指定管理委託料を支払うものとする。

オ 年度協定について

その後、令和4年6月17日に、A社から指定の取消しの申出書が提出され、令和4年6月30日をもって指定管理の取消しとなったが、4月1日から6月30日までの指定管理期間の中で、豊後大野市が業務の履行を確認できた経費については精算により指定管理委託料として支払うという方針のもと、次のとおり、令和4年9月21日に精算についての協定書が締結された。なお、この精算についての協定書が基本協定書第24条に規定する年度協定であるということを、監査対象部署の説明で確認した。

・精算についての協定書の概要

管理運営等の経費に係る精算の対象となる業務は、本件施設の開館準備業務及び維持管理業務とする。対象経費は、豊後大野市が認める報酬、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費及びA社から報告のあった書類により、豊後大野市が業務の履行を確認した後に認めた経費とする。精算金額は、2,215,329円とする。

カ 精算金額の決定について

精算についての協定書に記載する精算金額については、A社からの指定管理業務に係る経費関係書類(出納簿、契約書、支払が確認できる請求書、領収書ほか関係書類一式)の提出を受けて行っている。A社から報告のあった経費は5,080,532円であったが、A社と豊後大野市による指定管理業務履行内容及び精算内容の確認等を経て、2,215,329円を精算金額として決定している。なお、精算金額につ

いては、指定管理業務に係る経費関係書類を根拠として適正に積算されていることを確認した。

キ 支払について

精算についての協定書に基づき、まちづくり推進課長の検査を経て、A社からの請求書の提出により、令和4年9月30日に支払われている。

5 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認や監査対象部署の弁明・説明、事情聴取、関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

基本協定書の協定内容、項目は、本件施設の包括的な管理運営に関する業務と創業支援に関する業務を指定管理者が実施していく上で、必要十分な内容であることを認める。

A社は令和4年4月1日に本件施設の指定管理者に指定され、令和4年6月30日をもって指定管理者の指定の取消しとなったが、取消しに至るまでの事務執行については、指定の手続等に関する条例、豊後大野市行政手続条例(平成17年豊後大野市条例第12号)、基本協定書に基づき、適正に行われていることが認められる。

指定管理委託料の支払対象とする期間については、指定管理期間である4月1日から6月30日までの3か月間としているが、期間については指定管理者から提出される月次報告書等を根拠に適正に決定していると認められる。支払は、基本協定書第24条第1項及び第2項を根拠に、A社と豊後大野市との間で別に定められた年度協定より適正に行われているが、ここでいう年度協定とは、令和4年9月21日に締結した精算についての協定書であることが認められる。

精算についての協定書で規定されている精算金額については、A社からの指定管理業務に係る経費関係書類の提出、A社と豊後大野市による指定管理業務履行内容及び精算内容の確認等を経て決定しており、指定管理業務に係る経費関係書類を根拠として適正に積算されていることが認められる。

これらのことから、本件施設の管理運営等に関する基本協定書の締結から指定管理料の支払までの事務の執行については、適正に行われたものと判断する。

第4 監査委員の意見

今回、地方自治法第75条の規定による事務監査請求が提出され、監査委員において監査を実施してきた。

監査は、請求代表者が請求した5項目について行ったが、請求の趣旨は「令和3年度豊後大野市関係人口等ネットワーク形成事業の委託業務」、「豊後大野市関係人口交流拠点施設の指定管理候補者の選定業務」、「豊後大野市関係人口交流拠点施設の管理運営等に関する基本協定書に基づく支払業務」の3つの事務執行に関する監査であると解し、項目ごとに「監査対象事項」を特定し、その「監査対象事項」を監査することとした。

監査の結果は、個々の「請求の要旨」に対する監査委員の判断の項で述べてきたように、いずれも、適正に事務執行が行われていると判断した。

なお、今回の監査を通じ、次のとおり意見を付言する。

令和3年度豊後大野市関係人口等ネットワーク形成事業の委託業務は、豊後大野市関係人口交流拠点施設の管理運営と当該施設で展開する事業が円滑に行われるためにA社により実施されたものであり、その委託契約の期間は令和3年9月4日から令和4年3月22日となっている。また、令和4年4月1日

から運用開始を予定する同施設の指定管理候補者の選定業務が開始されたのが令和3年12月23日で、指定管理候補者がA社に決定したのが令和4年2月7日となっている。2つの業務は全くの別事業であるが、2つの業務期間が重複し、いずれの業務もA社が対象となっていることから、請求代表者が請求理由でいう「公正公平の原則を懐疑したくなる事象」とみなされたものと考えられる。よって、今後は、今回のような展開となる事業については、対象となる施設に係る委託業務を終了した後に、対象となる施設の指定管理候補者の選定を開始するといった事業計画上の配慮を要望する。

豊後大野市関係人口交流拠点施設の指定管理委託料のA社への支払は、令和4年9月21日に締結した「令和4年度豊後大野市関係人口交流拠点施設の管理運営等の経費に係る精算についての協定書」に基づき、令和4年9月30日に行われている。A社が令和4年6月30日付けで指定管理者を取消された後、A社と豊後大野市による指定管理業務履行内容及び精算内容の確認等を経た上での支払となっているが、取消しから支払までに3か月を要しているため、今後は、より迅速な事務執行に努めることを要望する。